

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第149号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年8月11日（土） 21時25分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 巖島港北西方沖 廿日市市所在の亀石灯標から真方位050° 1,700m付近 （概位 北緯34° 18.2′ 東経132° 18.6′）
事故等調査の経過	平成24年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 第十一英光丸、10トン 281-35138 広島、松村通船有限会社 B プレジャーボート 進英丸、長さ7.91m 270-33605 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B、同乗者）
損傷	A なし B 船首部ハンドレールに曲損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者26人を乗せ、花火大会の観賞を終えて巖島港北西方沖を約4～5ノットの対地速力で北東進中、船長Aが、前方に灯火を視認しなかったため、他船はいないものと思って航行していたところ、平成24年8月11日21時25分ごろA船の船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、巖島港北西方沖において船首を南西方に向けて錨泊中、B船とA船とが衝突し、船長B及び同乗者の1人が、口唇裂傷及び頸椎捻挫を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし
その他の事項	A船は、マスト灯、舷灯及び船尾灯を点灯していた。 B船は、停泊灯を点灯していた。 本事故当時には、花火大会が終了し、本事故発生場所付近では多数の船舶が動き始めていた。 B船は、かき筏付近に錨泊していた。
分析 乗組員等の関与	A あり、B 不明

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、厳島港北西方沖を北東進中、船長Aが、前方に灯火を視認しなかったため、他船はいないものと思い込み、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊していたB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、厳島港北西方沖において錨泊中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから十分な情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、厳島港北西方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>